



EUIJ-Kyushu Review

Issue 2 - 2012

**Consumer Representation and
the Drafting of the Common
European Sales Law :
The Role of the European
Consumers' Organisation**

Stefan WRBKA

Print edition: ISSN 2186-8239
Online edition: ISSN 2186-3385

消費者代表とヨーロッパ共通売買法の草案作成

—欧州消費者同盟の役割*—

CONSUMER REPRESENTATION AND THE DRAFTING OF THE COMMON EUROPEAN SALES LAW : THE ROLE OF THE EUROPEAN CONSUMERS' ORGANISATION

九州大学国際教育センター

九州大学大学院法学研究院

シュテファン・ヴルブカ

Stefan WRBKA

Kyushu University

stefan.wrbka@law.kyushu-u.ac.jp

Keywords: European Union (EU), democratic deficit, BEUC (European Consumers' Organisation), Common European Sales Law, transnational networking

Abstract

On October 11, 2011, the European Commission presented the Proposal for a Regulation on a Common European Sales Law. The Common European Sales Law was drafted as a fully harmonized pan-European sales law regime, applicable inter alia in cross-border business-to-consumer transactions if the contractual parties agree on its applicability.

* 筆者は本稿に対するレフェリーの実質的かつ言語的な助言に深く感謝している。なお、本稿は以下の別稿の内容を基にしている：Stefan Wrbka, *The Dilemma of European Consumer Representation in Deliberative Networks – the Democratic Deficit in the Context of the Drafting of the Common European Sales Law*, in NETWORKED GOVERNANCE, TRANSNATIONAL BUSINESS & THE LAW (Mark Fenwick, Steven Van Uytsel and Stefan Wrbka eds., forthcoming)

The Commission tried to put the draft on firm ground by mandating a group of European experts representing various interests with the elaboration of the draft. This 'Expert Group' was supported by an additional group, of stakeholders, the Key Stakeholders Group. The European Consumers' Organisation (BEUC), arguably the most influential European consumer interest group was invited to the Key Stakeholders Group to participate in the drafting and negotiation process of the Common European Sales Law.

By taking this approach, i.e. by installing two working groups, the Commission wanted to guarantee that the interests of as many likely affected groups as possible would be taken into account and reflected in the final draft wording of the Common European Sales Law. This approach is also tightly linked to the issues of democratising European lawmaking and 'transnational networking'.

When it comes to lawmaking in general, transnational networks are of increasing importance due to the expertise of the network members and their diverse geographic backgrounds. In addition, in many cases network members represent interests of groups potentially affected by new legislation. Due to the network members' lobbying activities transnational networks can thus further 'democratise' the drafting process of legal texts.

As will be discussed in more detail in this paper, transnational networks also play an important role in the field of consumer law, as European policy-making has shifted towards a broader regulation of consumer related issues over the last few decades. The European Commission also began to make its consumer policy-making more 'transparent', 'interactive' and 'democratic' by installing networks composed of external experts and interest representatives. The drafting process of the Common European Sales Law is one of the most recent examples.

The aim of this paper is to briefly analyze the role of consumer interest

representation in the drafting process of the Common European Sales Law, putting the focus on the role of the European Consumers' Organisation, BEUC. The paper will start by taking a look at the perceived 'democratic deficit' in the EU in general, the role of interest groups and their lobbying activities, before analyzing these issues in the context of European consumer law. The paper will continue with a brief introduction of the Proposal. It concludes with an analysis of the role consumer representation and transnational networks played in the drafting process of the Common European Sales Law.

1. はじめに

欧州連合（以下、「EU」という）およびその域内市場について述べる際に、国境を越えた事業者に焦点を当てたくなるかもしれない。EUは経済的利益創出を目的と（も）しているが、他方で超国家的なEU立法によって潜在的に影響を受ける消費者の数は事業者の数を遥かに上回っている。潜在的な消費者として5億人以上がEUに居住し¹、更に多くの人々が観光客として訪れ、また海外から商品やサービスを消費する際にEUで購買活動を行っている。

急速な国際化とグローバル化の時代に、EUの超国家的な特徴を鮮烈に捉えるには、「国境を越えたネットワーキング」という言葉がふさわしい。立法面では、国境を越えたネットワークが、ネットワークの構成員とその多様な地理的背景ゆえに重要性を増している。更に、多くの場合、ネットワークの構成員は、新規の立法により潜在的に影響を受けるグループの利益を代表しているから、ロビー活動を通して法案の作成過程を更に「民主化」しうる。

この数十年間に、EUの政策立案が消費者に関連する問題を幅広く規制するようになるにつれて、国境を越えたネットワークが消費者法分野にお

¹ 詳しくは、<<http://wko.at/statistik/eu/europa-bevoelkerung.pdf>> (visited January 7, 2013) 又は <<http://epp.eurostat.ec.europa.eu/tgm/table.do?tab=table&init=1&plugin=1&language=de&pcode=tps00001>> (visited January 7, 2013) 参照。

いても重要な役割を果たすようになった²。欧州委員会（以下、「委員会」という）も、外部専門家と利益代表者から成るネットワークを設置して、より「透明」で「相互的」な政策の立案を实践する試みを始めた。国境を越えたネットワークにおける消費者利益代表に密接に関係する近時の例は、ヨーロッパ共通売買法³草案の作成である。

そこで本稿は、当該草案の作成過程における消費者利益代表の役割を簡潔に分析するために、「欧州消費者同盟」（European Consumers' Organisation；BEUC；以下、「BEUC」という）の役割に焦点を当てる。まず、EUにおいて一般的に理解されている「民主主義の赤字（Democratic Deficit）」、利益団体の役割、ロビー活動について概観し、欧州消費者法の文脈においてこれらの問題を分析する。続いてヨーロッパ共通売買法を簡潔に紹介する。最後に、ヨーロッパ共通売買法草案の作成過程において消費者代表および国境を越えたネットワークが果たした役割を分析する。

2. 民主主義の赤字に関する一般的な議論

2-1. EUと民主化

EUの意思決定過程はどの程度民主的であるか。この問いはEU機関の構成および欧州立法機関が制定する法律の超国家的な特徴と結びついていく。この事実を可視化するのにEUの法的枠組みを簡潔に示すのは役立つ。

² 詳しくは、Stefan Wr̀bka「ヨーロッパ共通売買法規則提案——消費者保護のための正しい方向性（上）」『民商法雑誌146巻4・5号』367頁（2012）；Stefan Wr̀bka「ヨーロッパ共通売買法規則提案——消費者保護のための正しい方向性（下）」『民商法雑誌146巻6号』491頁（2012）；Hans-W. Micklitz, Norbert Reich and Peter Rott, UNDERSTANDING EU CONSUMER LAW 1-60（2009）；Stephen Weatherill, EU CONSUMER LAW AND POLICY 1-33（2005）；Stephen Weatherill, *Consumer Policy, in THE EVOLUTION OF EU LAW 837*（Paul Craig and Grainne de Búrca eds., 2nd ed. 2011）参照。

³ ヨーロッパ共通売買法は Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council on a Common European Sales Law, 11 October 2011, COM（2011）635 final の附属書Iである。ヨーロッパ共通売買法提案の分析は Wr̀bka, *supra* note 2 又は Stefan Wr̀bka「消費者とヨーロッパ共通売買法規則提案——どの道もローマに通じないのか（上）」『国際商事法務40巻9号』1317頁（2012）、Stefan Wr̀bka「消費者とヨーロッパ共通売買法規則提案——どの道もローマに通じないのか（下）」『国際商事法務40巻10号』1529頁（2012）参照。

EU 条約第 1 条は以下のように始まる。「この条約により、締約国は欧州連合を設立する…これに構成国は共有する諸目標を達成するための権限を付与する。」換言すると、EU は、EU の構成国（以下、「構成国」という）により設立され構成され、その国民ではなく構成国を直接代表する⁴。

それにも拘わらず、このことは EU が域内に居住する市民から乖離していることを意味するわけではない。EU 条約第 10 条と第 11 条は文字どおり民主主義に言及する二つの中核的な規定である。すなわち、人民の政治である。EU 条約第 10 条第 1 項は以下の通り示されている。「欧州連合の運営は代表制民主主義に基づくものとする」そして、EU 条約第 10 条第 2 項は次のように述べる。「市民は欧州連合の次いで欧州議会において直接代表される。構成諸国は、その国家元首または政府の長により欧州（首脳）理事会において、またその政府により閣僚理事会において代表され、構成諸国は国内議会または市民に対して民主的に説明責任を負う。」条文では、民主的正統性に関するくだりを二重の民主的正統性として言及しており、市民の利益は欧州議会において直接選挙で選ばれた政党を介して代表される一方で、EU の創始者としての構成国は閣僚理事会および欧州（首脳）理事会に代表され、各国代表の説明責任を通じて間接的な民主主義統治が行われる⁵。

EU 条約第 10 条第 3 項は、欧州の意思決定過程において市民が「連合の民主主義的生活に参加する権利」を掲げ、続く EU 条約第 11 条では、市民の関与を拡張するための基本的な制度を幾つか紹介し、EU の民主的統治に（市民）参加の要素を加えている。EU 条約第 11 条によれば、欧州機関の運営は「透明」（第 2 項と第 3 項）であるべきで「市民および利益代表団体」（第 1 項）の両方を関与させるとしている。

EU 条約第 10 条と第 11 条の文言は、「代表制民主主義の原則」および「参

⁴ 詳しくは、Hubert Isak, *Institutionelle Ausgestaltung der Europäischen Union, in DER VERTRAG VON LISSABON* 167 (Waldemar Hummer and Walter Obwexer eds., 2009) 参照。

⁵ 詳しくは、Georg Lienbacher and Thomas Kröll, *EUV Artikel 10, in EU-KOMMENTAR* (Jürgen Schwarze ed., 3rd ed., 2012); *EUV Artikel 10 recital 13*; Christoph Thun-Hohenstein, Franz Cede and Gerhard Hafner, *EUROPARECHT* 130 (6th ed., 2008); Koen Lenaerts and Piet van Nuffel, *EUROPEAN UNION LAW* 743-744 (3rd ed., 2011) 参照。

加民主主義の原則」と題する未発効の欧州憲法条約の第 I-46条と第 I-47条に遡ることができる。代表制民主主義および参加民主主義という用語が最初に明示的に使用されたのは欧州憲法条約および〔現行の〕EU 条約であった。民主主義の原則についてはマーストリヒト条約において既に言及されていたが、それはやや異なる文脈においてであった。マーストリヒト条約第 F 条第 1 項には「加盟国の統治制度は民主主義の原則に基づき、欧州連合は各国の国家的同一性を尊重する」と定められており、構成国の民主的正統性に焦点を当てている。1998年、アムステルダム条約では文言を変更し、民主主義を EU 自体と関連づけた。新たに導入された文言は「欧州連合は自由、民主主義、人権と基本権の尊重および法の支配に基づき、加盟国に共通の原則である」⁶と定めていた。2001年、ニース条約では文言は変更されなかったが、ニース条約交渉会議では同時にニースの連合の将来に関する宣言を採択した⁷。同宣言の第 6 項は「構成国の国民と欧州連合および諸機関の距離を近づけるための、欧州連合および諸機関の民主的正統性と透明性の向上と監視の必要性」を明らかにした。民主的正統性に関する問題は、更に2001年12月にラーケンで行われた欧州理事会の後に続いた会議で提起された。ラーケンの欧州連合の将来に関する宣言⁸においては「欧州連合における民主制、透明性、効率性の向上」⁹を要求した。最終的には欧州の将来に関する諮問会議を介して、前述の欧州憲法条約の第 I-46条と第 I-47条を採択するに至った。

EU およびその政策決定を現場の人々に近づけようとする試みが多数なされてきた。例えば、(1) 1993年の「社会的対話（労使対話）」への代表者団体の取り込みに関する委員会の告示¹⁰、(2) 公開、参加、説明責任、効率性、一貫性の要素¹¹に基づいた新しい統治方式について説いた2001年欧

⁶ アムステルダム条約での EU 条約第 6 条。

⁷ ニース条約附属の第23宣言。

⁸ <<http://european-convention.eu.int/pdf/1knen.pdf>> (visited January 7, 2013) 参照。

⁹ ラーケンの欧州連合の将来に関する宣言、p. 4。

¹⁰ Communication concerning the application of the Agreement on social policy presented by the Commission to the Council and to the European Parliament, 14 December 1993, COM (1993) 600 final.

¹¹ European governance - A white paper, 25 July 2001, COM (2001) 428 final.

州ガバナンス白書¹²、また (3) EU 次元での利益団体の交流促進を図って 2006年に開始された委員会の欧州透明化イニシアティブ¹³である。幾つかのイニシアティブについては後述する。

EU 機関の民主的正統性およびマーストリヒトからアムステルダム、ニース、ラーケンそしてリスボンにまで拡大された諸機関の任務に関する政治的討論は、学術レベルでも激しい議論を伴ってきた。主要な学者達が民主的正統性の問題を広範に扱い、更に決定的な用語に換言した。すなわち、民主主義の赤字の問題である。

2-2. 民主主義の赤字の多層性

欧州の政策決定に関する民主主義の赤字の議論は良く知られている。それにも関わらず、本稿での分析で議論される問題の背景を完全に理解するために主要な点を簡潔に概観することは価値がある。委員会が消費者代表団体をヨーロッパ共通売買法起草作成過程に招致した理由を理解する一助となるだろう。

学術的な議論に関して、民主主義の赤字という用語は多次的に理解される。ジョセフ・ワイラー (Joseph Weiler) の観察に基づいて¹⁴、ポール・クレグ (Paul Craig) およびグラニーアド・ブルカ (Gráinne de Búrca) は非民主主義の七つの層を定義する。すなわち、(1) 直接選挙による政治変動の欠如の表出としての「民主的圧力への無反応」、(2) 直接選挙による選出者から構成されていない EU 機関の「幹部支配」、(3) 直接選出されていない様々な利益団体および専門家団体の意思決定過程への強大な関与を意味する、コミトロジー¹⁵として知られる「民主主義の迂回」、(4) 意思決定

¹² Ibid.

¹³ 詳しくは、Green Paper - European transparency initiative, 3 May 2006, COM (2006) 194 final 又は <http://ec.europa.eu/transparency/eti/index_en.htm> (visited January 7, 2013) 参照。

¹⁴ 詳しくは、Joseph Weiler, *European Models: Polity, People and System in LAWMAKING IN THE EUROPEAN UNION* ch. 1 (Paul Craig and Carol Harlow eds., 1998); Joseph Weiler, Ulrich Haltern and Franz Mayer, *European Democracy and Its Critique - Five Uneasy Pieces*, EUI Working Paper RSC No. 95/11, (1995); Joseph Weiler, *A Constitution for Europe? Some Hard Choices*, 40 *Journal of Common Market Studies* 563 (2002) 参照。

力が（地理的に）市民から遥かに遠く離れていることを意味する「距離の問題」、(5) 意思決定の非公開に特徴づけられる意思決定過程の「透明性および複雑性の問題」、(6) 労使間の調和の緊迫状態を包含する「実体的な不均衡の問題」、(7) 法律行為の違憲審査に関する各国裁判所の司法権の縮小と関連する「司法統制の脆弱化の問題」¹⁶である。

本議論における中核的な問題は、欧州の政策立案の正統性の問題である。すなわち、欧州の政策立案は民主主義的な観点から十分に正統性があるか否かの問題である。複雑な議論を簡素化すべく、正反対のアプローチであるワイラー¹⁷もしくはアンドレアス・フォレスダール (Andreas Føllesdal) およびサイモン・ヒックス (Simon Hix)¹⁸等によって代表される「インプットの側面」およびアナンド・メノン (Anand Menon) やステファン・ウェザリル (Stephen Weatherill)¹⁹によって好まれるモデル「アウトプットの正統性」を参照することができる。前者のアプローチの代表者は、前述の非民主主義の少なくとも一つの層に依拠しており、市民、市民に直接選挙で選出された議員、そし彼らの意思決定という、一連の民主的政策立案を正当化する議論が、各国次元と比較し EU 次元でより複雑で長いことに注目する。この学派はインプット機構もしくは立法過程に焦点を当て、民主主義の赤字の存在を肯定する。一方、アウトプットの正統性アプローチの擁護者は、それはむしろ EU の究極的目標であり、具体的行為／決定であるとする。すなわち、EU の民主的特徴を分析する際に検討され

¹⁵ コミトロロジーについては、例えば Paul Craig, *EU ADMINISTRATIVE LAW* 109-139 (2nd ed., 2012); Damian Chalmers, Gareth Davies and Giorgio Monti, *EUROPEAN UNION LAW* 117-125 (2nd ed., 2010) 参照。

¹⁶ 詳しくは、Paul Craig and Grainne de Búrca, *EU LAW - TEXT, CASES, AND MATERIALS* 150 (5th ed., 2011) 参照。

¹⁷ 例えば、Weiler, *European Models*, *supra* note 14 又は Weiler, Haltern and Mayer, *supra* note 14 参照。

¹⁸ Andreas Føllesdal and Simon Hix, *Why there is a Democratic deficit in the EU: A Response to Majone and Moravcsik*, 44 *Journal of Common Market Studies* 533, 534-537 (2006); Simon Hix and Bjørn Høyland, *THE POLITICAL SYSTEM OF THE EUROPEAN UNION* 131-137 (3rd ed., 2011) 参照。

¹⁹ 例えば、Anand Menon and Stephen Weatherill, *Democratic Politics in a Globalising World: Supranationalism and Legitimacy in the European Union*, LSE, Law, Society and Economy Working Paper, 13/2007 (2007) 参照。

るべきアウトプットである。この議論では、欧州の意思決定における望ましい（そして実際の）成果を強調し、各々の目的を区別することなしに各国次元および欧州次元の政策立案を比較できないと主張する²⁰。この見解によれば、民主的インプットに起こりうる欠点を自動的に民主主義の赤字産出として理解すべきではない。いずれの概念も完全な全体論的アプローチとは言えず、各々が民主主義の異なる層、前者においては決定のためのインプット、後者では市民およびその他の法的アクターへの決定の影響を強調している。

この議論から結論付けられるように、民主主義の概念は多様な層を持ちうるが、程度の差はあれ、一つの共通点がある。意思決定過程において、市民やその関心事がどの程度関与し、反映されるかという疑問である。この基準の達成を異なる段階で分析することができる。すなわち、法律行為の採択以前の時期を示す意思決定前の段階、そして狭義での意思決定の段階、すなわちインプットに焦点を当てた実際の投票過程、最後に過程のアウトプットを具現化する意思決定後段階である。いかなる方法であれ、全三段階において市民が寄与する（もしくは利益を得る）ことが理想である。

2-3. 欧州立法におけるインプットの不足

欧州の意思決定については、とくにEUの立法過程に着目すべきである²¹。当初、欧州議会の法的権限は非常に制限されていた。最大限要求したところで委員会による法案の提出と閣僚理事会による採択の間に意見を求められる程度であった。1979年に欧州議会議員の直接選挙が導入された時、唯一の市民の直接代表機関である欧州議会が十分に関与しない立法制度に対して批判の声があった²²。やがて、設立条約が改正されて欧州議会の役割が強化され、最終的には、〔委員会の提案を欧州議会と閣僚理事会が対等の立場で共同で採択する〕通常立法手続が導入されて、かつての委員会と閣僚理事会の二者による支配機構から、主要な法案の提案者および起

²⁰ 詳しくは、例えば Craig and de Búrca, *supra* note 16, at 152-155参照。

²¹ 民主主義の赤字と欧州立法については、例えば Chalmers, Davies and Monti, *supra* note 15, at 125-136参照。

²² 例えば Ian Ward, *A CRITICAL INTRODUCTION TO EUROPEAN LAW* 20-25 (3rd ed., 2009) 参照。

草者としての委員会、構成国の声としての閣僚理事会、国民を直接代表する欧州議会という主要三機関の相互作用へと変更された。[今日では] 原則的な立法手続は²³、閣僚理事会と欧州議会の共同決定に取って変わった。しかし、三つの中核機関の中で唯一市民の直接代表である欧州議会は、直接的な法案の提案権を持っていない。イアン・ウォード (Ian Ward) は「法案の提案権限を持たない欧州議会は……ばかげている」²⁴と述べ、この点を遠慮なく批判する。

インプット民主主義の問題に関して、各国の次元ほど明確ではないにしろ、欧州の代表制民主主義モデルはこのように徐々に強化されてきた。民主主義の観点からは、閣僚理事会と共に共同決定された法律行為を正統化するのに欧州議会の直接選挙制で十分だと思われるかもしれない。EUに参加する際に構成国は法的権限の一部を欧州機関に付与し、各国政府の代表者は自国でも閣僚理事会における意思決定に責任を負うことを考慮に入れると、民主主義の赤字が存在するか否かという質問は実質的にもはや重要ではないと言いたくなるかもしれない。そこでワルター・ファン・ヘルフェン (Walter van Gerven) は「民主的正統性の観点からは……市民は、普遍的に選出された議会および任命された行政によって代表され、裁判所によって [立法権限の] 委譲の適法性についても保障されているため、各国および欧州次元において最終的な意思決定者として機能する」²⁵と主張する。しかしながら、これはすべてに共有される見解ではない。例えば、マティアス・シュトルメ (Matthias E. Storme) は「正統性のみならず、欧州次元では立法府の説明責任も非常に低い」²⁶と述べ、特に欧州議会が今もなお法案提出権を付与されていないことを批判する²⁷。

暫定的な結論として、欧州議会の権限は時が経つにつれて拡充されたものの、各国次元での議会の権限と比べるならば、未だに遥かに遅れている

²³ 欧州連合運営条約第289条。

²⁴ Ward, *supra* note 22, p. 19.

²⁵ Walter van Gerven, *Private Law in a Federal Perspective*, in THE FOUNDATIONS OF EUROPEAN PRIVATE LAW 341 (Roger Brownsword et al. eds., 2011).

²⁶ Matthias E. Storme, *Private Law in a Multi-level Structure*, in THE FOUNDATIONS OF EUROPEAN PRIVATE LAW 388 (Roger Brownsword et al. eds., 2011).

²⁷ *Ibid.*

ということが出来る。換言すれば、議論を EU と各国次元の議会の比較に単純化しても、潜在的な民主的インプットは未だ不十分である。この事実は民主的アウトプットについては何も言及するものではないが、それでもなお、立法過程における市民の関与を増し、法的アウトプットが市民の実際のニーズを確実に満たすようになるような新たな方法を考えなければならない。

3. 民主主義の赤字および新しい利益代表：民主主義の赤字、利益団体、ロビー活動

選挙は民主主義における最も重要な道具として見なされうるが、欧州の民主主義的な意思決定に関する問題は、欧州の主要な意思決定機関—すなわち委員会、閣僚理事会、欧州議会—の構成員を決定する選挙（もしくは任命）だけに留まらない。補完的および代理的な民主主義の道具についても現在討議され、あるいは紹介されてきた。

本文脈においてロビー活動は「団体、事業者、その他の民間の関係者および政治家の間で法律行為を形作るための意見交換による利益の仲介」²⁸として理解されるが、意思決定者に影響を与える試みとして、最も使用される方法でないにせよ、しばしば使用される方法の一つではあることは否定できず、熟議民主主義における重要な表現である²⁹。同時に、ロビー活

²⁸ Irina Michalowitz, LOBBYING IN DER EU 19 (2007).

²⁹ 熟議民主主義については、例えば John Dewey, THE PUBLIC AND ITS PROBLEMS (1927); Joseph M. Bessette, *Deliberative Democracy: The Majority Principle in Republican Government*, in HOW DEMOCRATIC IS THE CONSTITUTION? 102-116 (Robert A. Goldwin and William A. Schambra eds., 1980); Erik O. Eriksen and Jarle Weigard, UNDERSTANDING HABERMAS 112 (2003); Melvin L. Rogers, *Introduction: Revisiting The Public and Its Problems*, 7 Contemporary Pragmatism 1, 1-7 (2010); John Rawls, *The Idea of Public Reason Revisited*, 64 The University of Chicago Law Review 765, 772, 773 and 806 (1997); Jürgen Habermas, *Drei normative Modelle der Demokratie: Zum Begriff deliberativer Demokratie*, in DIE CHANCEN DER FREIHEIT. GRUNDPROBLEME DER DEMOKRATIE 11-24 (Herfried Münkler ed., 1992); Martin Scheyli, POLITISCHE ÖFFENTLICHKEIT UND DELIBERATIVE DEMOKRATIE NACH HABERMAS 101-109 (2000), pp. 101-109; Jon Elster, *Introduction*, in *Deliberative Democracy* 8 (Jon Elster ed., 1998); James S. Fishkin and Peter Laslett eds., *DEBATING DELIBERATIVE DEMOCRACY* (2003) 参照。

動は代表者や代表団体に恩恵をもたらすのみならず、ロビーネットワークがうまく機能する場合は欧州の意思決定者にとっても有益である。ロビー活動過程に関与する代表利益団体（以下、利益団体）にとって最優先ターゲットである³⁰委員会は、1990年初頭、法律関連プロジェクトにおける交渉および草案作成における利益団体の関与の重要性に初めて気づき、それ以来、ロビイストへ門戸を開放するように尽力してきた³¹。この進展の主な理由は、前述の民主主義の赤字問題や政策立案が市民から遠く離れて起こるといった懸念に見ることができる。利益団体はロビー活動過程において重要な役割を果たし、従って、新たな利益代表権の好例となっている。すなわち、選挙により選出された政党ではなく、民間もしくは公の仲介者による利益の代表であり、人気を博し多方面から支援を受けている。利益団体を利用するのは事業者のみならず、環境活動家、労働者、消費者など、伝統的に弱い立場で利益代表が不十分であったグループも活用している。利益団体は、構成員の深い専門知識、草の根支援の可能性、ネットワーキング能力により、民主主義の効果的なツールとなりうる。

マーストリヒト条約の起草に関連して、委員会は利益団体との接触をいっそう緊密にする必要があるかどうかについて調査を行った。数回の委員会のコミュニケ全てにおいて、人々とのより緊密な接触、そして欧州の意思決定における透明性向上の重要性が強調される結果となった³²。直ちに欧州におけるロビー活動の行動規範が設定され、「欧州独特のロビー活動スタイル」³³に対して枠組みを設定した。同時に、利益団体の重要性と影響力も増した。またたく間に、ロビー活動はそれ自体がビジネスとなり、

³⁰ 例えば Irina Tanasescu, THE EUROPEAN COMMISSION AND INTEREST GROUPS: TOWARDS A DELIBERATIVE INTERPRETATION OF STAKEHOLDER INVOLVEMENT IN EU POLICY-MAKING 55 (2009); Karolina Karr, DEMOCRACY AND THE LOBBYING IN THE EUROPEAN UNION 155 (2007) 参照。

³¹ 詳しくは、Tanasescu, *supra* note 30, at 57-80参照。

³² 例えば、Commission Communication of 5 March 1993, on an open and structured dialogue between the Commission and special interest groups, OJ 1993 No. C63, pp. 2-7 又は Commission Communication of 5 March 1993, on increased transparency in the work of the Commission, OJ 1993 No. C63, pp. 8-10参照。

³³ Directorate General Internal policies of the Union, *Lobbying in the European Union* 8, <http://www.eurosfair.prdd.fr/7pc/doc/1211469722_lobbying_eu.pdf> (visited January 7, 2013).

利益団体の代理を務めるロビイストの総数は、十年ほど前〔2000年代初頭〕には委員会や欧州議会の職員数を超えた³⁴。ロビー過程の強化は過去20年間にわたり議題とされ、2001年のガバナンス白書³⁵、もしくは2006年の欧州透明性イニシアティブ・グリーンペーパー³⁶等の重要な中継ステップを経て、最終的に欧州議会－委員会の共同透明性のためのロビー活動者登録制度の設置につながった³⁷。

委員会自体は、利益団体との更に緊密な協力への関心を説明するのに民主主義の赤字という用語を使用していないが、一方で、狭義、もしくは広義のロビー活動³⁸を通じて、政策決定に利益団体への依拠や取り込みを増すことは、民主化への関心と緊密に関連付けられる。例えば、カロライナ・カー（Karolina Karr）は、「意思決定過程の利益団体の存在とそれらの意義ある参加は、民主主義が機能している兆候として見られる」³⁹と主張し、ジョシュア・コーエン（Joshua Cohen）およびジョエル・ロジャーズ（Joel Rogers）を参照しつつ「利益団体は、市民および政府職員に情報提供し、審議促進および意見形成、市民と代表政府間のインターフェースとして機能することで、政治的議題を設定し政策を組み立てる手助けができる」⁴⁰と付け加えている。イリーナ・タナセスク（Irina Tanasescu）は、委員会と利益団体の交流を民主主義的なニーズを用いて説明し、熟議民主主義の観点からその付加価値を徹底的に精査している⁴¹。彼女は、「委員会のレベルでの利害関係者の政策立案への参加の制度化は、十分な審議機能又は全面的な一貫性がなくても、審議機能の性質を多数（そして、ますます多く）擁する」⁴²という結論に達する。カーとタナセスクは、自らの研究において、

³⁴ Ibid., at 3.

³⁵ White Paper on European Governance, 12 October 2001, COM (2001) 428 final.

³⁶ *Supra* note 13参照。

³⁷ 詳しくは、<<http://ec.europa.eu/transparencyregister/public/consultation/statistics.do?locale=en&action=prepareView>> (visited January 7, 2013) 参照。

³⁸ 本稿の文脈において、ロビイングはEU次元での利益団体のあらゆる利益代表形態を示すものとし、それには、委員会が始動し公におよび／もしくは利益団体に委員会の計画について意見する機会を与える状況を意味する広聴も含む。

³⁹ Karr, *supra* note 30, at 73.

⁴⁰ Ibid., at 73-74.

⁴¹ Tanasescu, *supra* note 30.

利益団体の関与による欧州の政策立案が民主化に向かっているという一般的变化を突き止めるが、同時に、利益団体による EU 機関への依頼の過多や強力な資金を持つ利益団体による機関の争奪を指摘し、利益代表の不均衡につながるとし、大きな改善の余地があるとも主張する⁴³。

それにもかかわらず、利益団体のロビー活動は、欧州の政策立案および意思決定過程において利益が全く代表されていない団体および、利益代表が不十分である団体に耳を傾ける機会を生み出すため、民主主義の観点から重要であるといえることができる。しかし、消費者にとっての疑問は、この事が、彼らの利益が常に十分に聞き入れられ、立案の結果に反映されることを意味するのかどうかである。この疑問にヨーロッパ共通売買法の草案作成を事例として答えるに先だって、まず欧州次元での消費者利益団体の働きについて簡潔に触れておこう。

4. BEUC、ロビー活動、消費者

事業者の利益団体の数と比較して、消費者利益団体の数は少ない。透明性のためのロビー活動者登録制度に登録済みで、主に事業者利益に駆動されている代表団体の総数は、現在、全登録利益団体の70%⁴⁴から80%⁴⁵であり、インハウス（事業者）ロビイストおよび同業者／専門団体だけで登録利益団体のおよそ50%を占めている⁴⁶。一方で、消費者利益を代表する登録利益団体は百団体より少なく、全体の2%を下回っている⁴⁷。

消費者利益団体の大多数が、効果的なロビー活動を行うのに十分な能力を持っていないか、資金面での安定性を欠いている。その一方で、40以上の各国の消費者団体からなる汎ヨーロッパ団体⁴⁸BEUCは、その影響力が

⁴² Ibid., at 230.

⁴³ 不足の例については、例えば Karr, *supra* note 30, at 169-184 又は Tanasescu, *supra* note 30, at 233-235参照。

⁴⁴ Hix and Høyland, *supra* note 18, at 165.

⁴⁵ Karr, *supra* note 30, at 148, Table 22.

⁴⁶ 詳しくは、<<http://ec.europa.eu/transparencyregister/public/consultation/statistics.do?locale=en&action=prepareView>> (visited January 7, 2013) 参照。

⁴⁷ Ibid.

認識されており、ほぼ間違いなく全消費者利益団体の中で最も影響力がある。BEUCは加盟団体からの強力な資金面での支援に依拠することができ、運営経費の半分以上を賄っている⁴⁹。BEUCはまた、消費者保護分野における専門知識が高く評価され、継続的にEUプロジェクトの資金援助資格を得ている。そのため、BEUCは幅広い分野に注力することが可能である。例えば、具体的方策が討議されるより前の初期段階や法的文書の草案の推敲段階における、欧州の消費者のためのロビー活動である。2012年に創立五十周年を迎えるBEUCは、医療政策から製品責任問題、広告活動、通信およびデータ保護に至るまで、幅広い消費者法関連分野において大きな成果を達成してきた⁵⁰。言うまでもなく、欧州の消費者はBEUCのロビー活動により多大な恩恵を受けている。

新しい法律が制定される時、又は現行法が修正される際に、BEUCは様々な方法で消費者を代表する。例えば、BEUCは常に公聴会、発表、その他のEUが主催するイベントに参加し、審議過程においてポジションペーパーを提出し、大抵の場合、事業者中心のEUイニシアティブに対して批判的なコメントを行う。しかし、少なくとも理論上、EU政策立案に影響力を及ぼす最善の方法は、具体的な交渉および推敲過程にネットワーク構成員として参加することである。EUが始動する国境を越えたネットワークは、今日の政策立案において重要な一部となってきた。大型プロジェクトが討議される際はいつでも、主に二つの機能を果たすべく、委員会は専門家グループ⁵¹や利益団体代表を組織する傾向がある。まず、国境を越えた専門家ネットワークにより、新しい法律を起草する際に委員会は広範で国際的な専門見解に確実に依拠できる。また、参加利益団体が、潜在的に影響を受ける人々や独立機関の意見を効果的に議案に上げることで、ネットワークは民主主義的機能も果たす。

⁴⁸ 詳しくは、<<http://www.beuc.org/Content/Default.asp?PageID=839>> (visited January 7, 2013) 参照。

⁴⁹ 詳しくは、<<http://www.beuc.org/Content/Default.asp?PageID=2144>> (visited January 7, 2013) 参照。

⁵⁰ 詳しくは、<<http://beuc50years.eu/achievements>> (visited January 7, 2013) 参照。

⁵¹ 委員会の司法総局の専門家グループの全グループは <<http://expertgroups.govtrace.com/justice-dg>> (visited January 7, 2013) 参照。

5. 民主主義の赤字およびヨーロッパ共通売買法

5-1. ヨーロッパ共通売買法規則提案もしくは、共通参照枠草案からヨーロッパ共通売買法まで

近年のヨーロッパ共通売買法規則提案の草案作成は、国境を越えた法律草案作成ネットワークにおける消費者利益団体の関与を示す好例である。

ヨーロッパ共通売買法規則提案は委員会により2011年10月11日に提案された⁵²。もし、一旦採択されれば、ヨーロッパ共通売買法は、特に⁵³国境を越える事業者と消費者の取引関係において自主的で新しい各国次元の販売法として利用でき、革新的な汎ヨーロッパ販売体制が導入される⁵⁴。しかし、もしヨーロッパ共通売買法の適用に賛同が得られなければ、各国の現行の販売法が継続して適用されるかもしれない。

ヨーロッパ共通売買法の草案作成自体は一年半以内で終了したが、ヨーロッパ共通売買法のための具体的な推敲と準備は1990年代後半および2000年代前半に遡ることができる。とりわけ⁵⁵二つの学術作業グループ、「ヨーロッパ民法典に関するスタディ・グループ」、(以下、「スタディ・グループ」という)⁵⁶および「既存の欧州共同体私法に関するヨーロッパ研究グループ」(以下、「アキ・グループ」)⁵⁷が、それぞれ1998年と2002年に研究に着手した⁵⁸。両グループは、各国の様々な出資元および委員会の第6回

⁵² Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council on a Common European Sales Law, 11 October 2011, COM (2011) 635 final. ヨーロッパ共通売買法そのものは Proposal の附属書 I である。

⁵³ 共通売買法規則提案7条によれば、少なくとも一方の当事者が中小企業であれば同規則は事業者間の取引にも適用される。

⁵⁴ ヨーロッパ共通売買法提案の法的性質については、例えば Wrbka, *supra* note 3 参照。

⁵⁵ 詳しくは、例えば Christian Twigg-Flesner, *THE EUROPEANISATION OF CONTRACT LAW* 151-156 (2008); Christian von Bar, Eric Clive and Hans Schulte-Nölke eds., *DRAFT COMMON FRAME OF REFERENCE (DCFR) - OUTLINE EDITION* 47-56 (2009); Sergio Cámara Lapuente and Evelyne Terryn, *Consumer Contract Law, in CASES, MATERIALS AND TEXT ON CONSUMER LAW* 161-163 (Hans-W. Micklitz, Jules Stuyck and Evelyne Terryn eds., 2010) 参照。

⁵⁶ スタディ・グループについて、例えば Christian von Bar, *The Study Group on a European Civil Code, in THE PRIVATE LAW SYSTEMS IN THE EU: DISCRIMINATION ON GROUNDS OF NATIONALITY AND THE NEED FOR A EUROPEAN CIVIL CODE* 133-135 (Klaus H. Offermann ed., 1999) 又はスタディ・グループのホームページは <<http://www.sgecc.net>> (visited January 7, 2013)。

⁵⁷ アキ・グループについて、例えば <<http://www.acquis-group.org>> (visited January 7, 2013)。

枠組みプログラムで資金援助を受けた欧州各国からの法学者ネットワークによって結成された⁵⁹。

これらのグループの研究成果が「共通参照枠草案」(Draft Common Frame of Reference on the Principles, Definitions and Model Rules of European Private Law ; DCFR ; 以下、「共通参照枠草案」という)であった。暫くの間、この共通参照枠草案の運命は明確ではなかった。共通参照枠草案起草に携わった外部識者や学者も、委員会の最終的な意図について定かではなかった⁶⁰。すなわち、共通参照枠草案が単に学術的な研究成果に留まるのか、それとも前進のために実用されるのか。もし後者ならば、委員会はどこに進もうとしているのか。これが定かではなかった。

5-2. ヨーロッパ共通売買法および共通参照枠に関する専門家グループ

この定かではなかったところに、部分的ながら初めて回答が寄せられたのは、2010年4月、委員会が共通参照枠に関する専門家グループ（以下、「専門家グループ」という）の設置を決定した時だった⁶¹。基本的な委員会の決定により（以下、「専門家グループの委員会決定」）専門家グループの主要な任務が以下のように公式化された。

グループの任務は、欧州契約法分野における共通参照枠の提案の準備において委員会を支援することである。消費者および事業者契約法、および特に以下を含む。

- (a) 契約法に直接的もしくは間接的に関連する部分を共通参照枠草案から選ぶこと。

⁵⁸ 詳しくは、Wrbka, *supra* note 2参照。

⁵⁹ 例えば von Bar, Clive and Schulte-Nölke, *supra* note 55, at 55; Twigg-Flesner, *supra* note 55, at 152参照。

⁶⁰ 例えば Cámara Lapuente and Terryn, *supra* note 55, at 163参照。

⁶¹ Commission Decision of 26 April 2010 setting up the Expert Group on a Common Frame of Reference in the area of European contract law, OJ 2010 No. L105.

- (b) 本分野におけるその他の研究成果および欧州連合のアキ・コミュニテールも考慮に入れて、共通参照草案から選択した内容を再構築、改正、補足すること⁶²。

専門家グループは後に17人に縮小されるが当初は18人の構成員から成っていた⁶³。その内訳は、法律を専門とする14人の教授に加えて、弁護士、公証人、European Multi-channel and Online Trade Association (EMOTA) より事業者代表者、ルクセンブルグ消費者組合より消費者代表者を各1名であった。

専門家グループの構成により、委員会が主として二つの事を達成しなかったのは明らかである。まず、専門家グループが任務を問題なく遂行できるようにすることである。これは委員会により任命された専門家グループ構成員の半数以上が、既にスタディ・グループもしくはアキ・グループの構成員であったことから確かである⁶⁴。加えて、委員会は代表される利益の均衡を図ろうとした。換言すると、委員会は臨時ネットワークの民主的構成を強化しなかったのである。利益団体の貢献者で専門家グループを拡充するという委員会の決定は、前述した2001年欧州ガバナンス白書⁶⁵（以下、「2001年白書」）のアイデアを反映している。2001年白書では「より民主的な統治を確立するのに」重要であるとされた「公開」、「参加」、「説明責任」、「効率性」、「一貫性」という五つの方針⁶⁶を掲げた。特に最初の二つの方針、公開と参加は、実際に専門家グループの構成に影響を及ぼした。

⁶² Ibid., at 第2条。

⁶³ 専門家グループのメンバーリストは <http://europa.eu/rapid/press-release_IP-10-595_en.htm> (visited January 7, 2013) (18人) と <<http://ec.europa.eu/transparency/regexpert/index.cfm?do=groupDetail.groupDetail&groupID=2475>> (visited January 7, 2013) (17人) 参照。

⁶⁴ ヒュー・ピール (Hugh Beale)、エリック・クライヴ (Eric Clive)、トグニ・ホスタッド (Torgny Håstad)、マルティン・ヘッセリンク (Martijn Hesselink)、イレネ・クull (Irene Kull) とアンナ・ヴェネツィアーノ (Anna Veneziano) がスタディ・グループのメンバーであった；ルーク・グリンバウム (Luc Grynbaum)、イェルジー・ピスリンスキー (Jerzy Pisulinski) とハンス・シュルテ＝ネルケ (Hans Schulte-Nölke) がアキ・グループのメンバーであった。

⁶⁵ 本稿のEUと民主化を参照。

⁶⁶ European governance - A white paper, *supra* note 11, at 10参照。

委員会自体は専門家グループの構成員選出について説明するのに（当然のことだが）民主主義の赤字という用語を使用しなかった。しかし、専門家グループの委員会決定第4条第2項と第4項の文言は「可能な限り、権限の範囲、出身地、ジェンダーの観点から、適切にバランスが取れるよう構成員の選出を行った。」と述べ、さらに「グループは以下の範疇の専門家を包むものとする……科学組織および調査機関、大学関係者……弁護士……市民社会を代表する専門家」とのべている。民主主義の赤字が考慮されているのは自明である。

出身地の点では専門家グループは比較的バランスが良いと思われるかもしれないが、（特に）「民主主義的」なバランスは疑わしい。（直接的に）消費者の利益を代表する構成員は一人にすぎない。もちろん、事業者側の利益についても同様で、専門家グループの中で直接的な代表者はただ一人であった。しかし、事業者側と消費者側の直接代表者間の議席配分は専門家グループの文脈においては重要な問題ではない。全般的に消費者利益が比較的軽視されたことが不適当であった。実用的な観点から、委員会が主に（共通参照草案を起草した）経験がある法学者を専門家グループに招致したことは理解できるかもしれない。しかし、その事はヨーロッパ共通売買法草案の、専門家グループの構成という観点から見た場合の民主的インプットの不均衡を正当化するものではない。

欧州の政策立案の文脈で民主主義の赤字の一般的課題を議論する際に⁶⁷、以前と同様、民主的アウトプットに関してはあまり語られない。したがって、ヨーロッパ共通売買法の民主主義的価値を評価するためには、消費者の関心事がヨーロッパ共通売買法草案の文言に及ぼした実質的な影響について見るべきだ。アウトプットの研究結果を実際に行われたインプットの観察に加えることで全体像が見える。

5-3. BEUC およびヨーロッパ共通売買法の草案作成過程

専門家グループにおける代表利益の実質的な不均衡は、専門家グループのヨーロッパ共通売買法に関する討議促進のため、国境を越えたネット

⁶⁷ 本稿の欧州立法におけるインプットの不足を参照。

ワークをもう一つ設置するという委員会の決定を後押しする要因の一つであったかもしれない。専門家グループの設置後、委員会は契約法の分野における欧州の重要な利害関係者によるラウンドテーブルを設置した（以下、有力な利害関係者グループ）。研究者は招かれなかったが、消費者の観点からグループは不均衡に支配されていた。有力な利害関係者グループは、様々な大規模グループから集まった十人の構成員から成り、最も利益が代表されていたのは事業者であった。消費者の利益を代表する構成員は BEUC のみだった。

ヨーロッパ共通売買法草案作成過程において、BEUC が途中段階に関与したのは初めてではなかった。委員会が2010年7月に消費者および事業者の欧州契約法進展に向けた政策オプションに関するグリーンペーパーへのコメント（以下、「2010年政策オプション・グリーンペーパー」）の広聴期間を開始した時⁶⁸、BEUC は、オプションな規範の必要性和実際に起こりえる影響に関して、推定されている根本的な誤解についての懸念を表明するオピニオンペーパーを提出し、ヨーロッパ共通売買法の実際の必要性、本当にオプト・インの機会がある時に知覚される任意性の特徴、またオプションな規範が消費者にもたらすとされている確実性の問題に疑問を呈した⁶⁹。さらに、言語の問題など、オンラインで買い物する際に消費者にとって更に重要となってくる実用的な諸問題が見出され、消費者の（既存の）権利や紛争解決手続きの強化に関する意識向上につながった⁷⁰。

BEUC は不毛な努力をしていた。2010年政策オプション・グリーンペーパーにおいて、委員会は後退を考慮していないことを明確にした。後退とはすなわち、ヨーロッパ共通売買法が現実的な選択肢として実際に必要か否か考慮することである。グリーンペーパーにおいて、委員会は共通参照枠草案の将来に関して七つの代替案を紹介した。一見したところ選択肢は

⁶⁸ Green Paper from the Commission on policy options for progress towards a European Contract Law for consumers and businesses, 1 July 2010, COM (2010) 348 final.

⁶⁹ BEUC, *Towards a European Contract Law for Consumer and Business?*, <http://ec.europa.eu/justice/news/consulting_public/0052/contributions/120_en.pdf> (visited January 7, 2013).

⁷⁰ *Ibid.*, at 4.

公平に位置づけられているように見えたが、仔細に見ると委員会が選択肢の四番を強く支持していることが明らかになった。すなわち、「欧州契約法のオプショナルな規範策定の規則」⁷¹であり、2010年政策オプション・グリーンペーパー発刊直後に、ルシンダ・ミラー (Lucinda Miller) が自身の共通参照草案の将来案の分析で指摘した⁷²。専門家グループの最初のセッションにおいて、委員会の司法総局 (DG Justice) の初代議長で後に長官となったジョナサン・ファウル (Jonathan Faul) は「委員会がこのプロセスから生まれる政治的成果に対して非常にオープンな態度を抱いている」⁷³という印象を与えようと、「[専門家] グループの作業は、そのような手法の必要性および／または法律上の形態に関する将来の [委員会] 決定について早まった判断をせず、実現可能性を探る演習として見られるべきだ」⁷⁴と説明したものの、その後の殆どの専門家グループセッションで議長を務め、委員会の司法総局の契約法部門長⁷⁵となったディルク・シュタウデンマイヤー (Dirk Staudenmayer) は「『あたかも』条文の作成が黙示的に決定されたかのように」進行するよう専門家グループに依頼した⁷⁶。

従って、BEUC は有力な利害関係者グループのセッション期間中、専門家グループの推敲に対して実体法に関するコメントを提出するほかなかった⁷⁷。原則として、手続きは以下のように行われた。ヨーロッパ共通売買法起草を先導した専門家グループが、共通参照草案の原版又はわずかに修正された版のいずれかにおいて、ヨーロッパ共通売買法の準則に変換される共通参照草案の箇所を特定し、意見を求めて有力な利害関係者グ

⁷¹ 詳しくは、Green Paper, *supra* note 68, at 9-10参照。

⁷² Lucinda Miller, THE EMERGENCE OF EU CONTRACT LAW: EXPLORING EUROPEANIZATION 136-139 (2011).

⁷³ European Commission, *synthesis of the first expert group's meeting*, <http://ec.europa.eu/justice/contract/files/first-meeting_en.pdf> (visited January 7, 2013) 参照。

⁷⁴ Ibid.

⁷⁵ 最新の委員会の司法総局 (DG Justice) の組織図は <http://ec.europa.eu/justice/about/files/organisation_chart_en.pdf> (visited January 7, 2013) を参照。

⁷⁶ European Commission, *synthesis of the Expert's Group tenth session 1*, <http://ec.europa.eu/justice/contract/files/tenth-meeting_en.pdf> (visited January 7, 2013) 参照。

⁷⁷ BEUC, *BEUC's Comments for the Commission's Expert Group on European Contract Law, Parts I - VI* <<http://www.beuc.org/Content/Default.asp?PageID=2135>> (visited January 7, 2013).

ループに関連条項を送った。BEUCは、ヨーロッパ共通売買法規則提案を準備する際に専門家グループがBEUCのコメントを考慮することを期待し、引用部分を分析し、条項について書面でのコメントで回答した。BEUCの努力は完全に無駄ではなかったと認めざるを得ない。専門家グループは実際に幾つかの懸念を共有し、(時には)状況に応じて草案の文言を変更した。BEUCのコメントに応じて、完結条項(ヨーロッパ共通売買法第72条)⁷⁸や、合理的な期間内に契約解除の通知をしなければ、解除権を失う(ヨーロッパ共通売買法第119条)⁷⁹といった条項は、最終的に事業者と事業者の間の事例に制限された⁸⁰。これらの修正案は評価されるべきであるが、その一方で、その他多数の例においては、専門家グループがBEUCの正当な懸念を無視したことも言い添えておかねばならない。最終案の欠点を全て掲載することは本稿の意図を超えている。代表的に、以下の三例を特定することができる。

- (1) 契約書が二カ国語版以上存在する際のヨーロッパ共通売買法第61条⁸¹の言語の問題は専門家グループの最初の案から引き継がれた。ヨーロッパ共通売買法第61条は「契約書に二つ以上の言語の版があり、それらのいずれにも拘束力を有するとの表記がない場合において、それらの間に齟齬があるときは、最初に作成された版を正規のものとして扱う。」と定める。BEUCが指摘する通り、もし契約の翻訳版(取引相手によって翻訳された契約書さえありうる)に(正当に)依存する場合、通常の下では「最初に契約書が作成された版」は事業者の言語で作成され、消費者の言語で作成された契約書でないことから消費者に不利益をもたらしかねないため、遺憾である⁸²。

⁷⁸ 詳しくは、*ibid.*, Part I, at 2参照。

⁷⁹ 詳しくは、*ibid.*, Part IV, at 9参照。

⁸⁰ 共通参照草案第II-4: 104条第4項とヨーロッパ共通売買法第72条第3項(完結条項 'merger clauses')又は共通参照草案第III-3: 508条とヨーロッパ共通売買法第119条第2項第a号(解除権の喪失 'loss of right to terminate')を比較せよ。

⁸¹ 共通参照草案第II-8: 107条と比較せよ。

⁸² 詳しくは、BEUC, *supra* note 77, Part II, at 6参照。

- (2) 初期のヨーロッパ共通売買法草案の文言と比較して、履行期に関する準則は緩和された。専門家グループは同草案において「契約において事業者と消費者との間の距離についての別段の合意がない限り、事業者は可能な限り速やかに、遅くとも契約締結から30日以内に、責務を遂行しなければならない。」との文言を推奨していたが⁸³、結局は共通参照枠草案第 III-2 : 102条 (3) の文言となった。ヨーロッパ共通売買法第95条第2項は「事業者と消費者との間の契約においては、当事者による別段の合意がない限り、事業者は、遅くとも契約締結から30日以内に、物品又はデジタルコンテンツを引き渡さなければならない。」と定める。「可能な限り速やかに」という文言は最終的に削除され、専門家グループは、欧州消費者同盟の助言に反し、より消費者に好意的な規定を設ける機会を逸してしまった。
- (3) ヨーロッパ共通売買法第128条第6項の金融債務に関連する金銭債務の弁済の充当の順序は、もしヨーロッパ共通売買法が契約を支配するならば、例えばドイツ民法典第497条第3項と比較すると、ドイツの消費者を最悪の状況に追い込みうる。ヨーロッパ共通売買法第128条第6項では充当の順序は、(1) 費用、(2) 利息、(3) 元本となりうるが、他方、ドイツ民法典第497条第3項では元本が二番目で利息が三番目となるからである⁸⁴。

共通参照枠草案と BEUC のコメント付きのヨーロッパ共通売買法の最終稿を対比すると、専門家グループが消費者に最も有益な基準を必ずしも選択しなかった事は明白である。更に悪いことには、BEUC が消費者の利益に更なる配慮を求めて努力し、専門家グループにも BEUC の助言を取り入れようとする意思があったにも拘わらず主要な懸念は何も払拭されていないという事実は否定できない。現行の文言において、ヨーロッパ共通売買

⁸³ 詳しくは、BEUC, *supra* note 77, Part III, at 12参照。

⁸⁴ 詳しくは、*ibid.*, at 16参照。

法は消費者にとって実践的に選択可能な手段ではないため⁸⁵、平均的な消費者は、具体的な事例においてどちらの販売法体制、すなわち既存の伝統的な販売法又はヨーロッパ共通売買法が優れているか、更なる研究結果なしに⁸⁶決定することができず、不確定な状態が生まれうる。実際、委員会は、「ヨーロッパ共通売買法は、消費者が現行の EU 消費者法により享受している保護の水準を維持もしくは改善する一連の義務的な規則を設定する事により、高い水準の消費者保護を保証しうる」と述べ、あたかも「全ての」消費者がヨーロッパ共通売買法準則から恩恵を受けるかのような印象を与えている⁸⁷。しかし、ヨーロッパにおける消費者保護の平均的な水準は上がりこそすれ、ヨーロッパ共通売買法には各国の既存準則より保護が手薄となる分野もあるため、消費者は全ての場面でよりよい状況に置かれるわけではないのである⁸⁸。そもそも委員会は、なぜヨーロッパ共通売買法が消費者に恩恵をもたらすかについて包括的な説明をしていないのである。

BEUC は委員会が設けた壁を打ち破りはした。BEUC のヨーロッパ共通売買法起草過程への関与は全くないよりは良かったものの、BEUC の努力が十分に成功したとはいえなかった。ただし、この点について BEUC を非難することはできない。むしろ以上の経緯を、インプットおよびアウトプットの両方の視点からみたとき、最終的に法制に関する立案がどの程度民主化しうるかを決定するのは、委員会であることが明らかになったのである⁸⁹。

⁸⁵ Wrbka, *supra* note 2参照。

⁸⁶ Ibid.

⁸⁷ European Commission, *Explanatory Memorandum to the Proposal for a Regulation on the European Parliament and of the Council on a Common European Sales Law* 9 (October 11, 2011), <http://ec.europa.eu/justice/contract/files/common_sales_law/regulation_sales_law_en.pdf> (visited January 7, 2013).

⁸⁸ Wrbka, *supra* note 2参照。

⁸⁹ ここでは消費者の視点から CESL の草案および作成について述べたが、反対方向からの観察により比較を行いたい。皮肉にも、適切性と適合性に関する懸念は消費者のみに帰するものではない。事業者側にとっての一般的な適合性も十分には想定されていないようだ。

6. 結 論

消費者と欧州の政策立案の関係に緊張がないとはいえない。域内市場を強化すると信じられているものは常に消費者にとって最善の利益とは限らない。域内市場が主に事業者等の供給側の望みに手を貸すことによって繁栄し、需要側では（でも）ないというのは誤った想定である。法的諸規則は適切に機能するためにこの両者に受け入れられなければならない。EUは、1990年初頭に多様な利益団体からの圧力に直面した時に、ある程度その事を実感した。自らの決定が社会に一層受け入れられるようにするのは当然のことながら、社会的経済的關係者の実質的なニーズにより敏感に対応するため、委員会は、意思決定前の段階のみならず決定後の段階についても、政治的対話に利益団体を招致し、ネットワークを構築することで、協同活動を拡張した。

BEUCはこの文脈において、消費者利益団体の中核として重要な役割を果たしてきた。消費者に各段階で適切な法律上の情報を提供しただけでなく、伝統的なロビー活動および法案の起草段階におけるネットワーク構成員としての関与により、政策立案過程においてもBEUCは非常に活発に活動している。BEUCは数の上では優勢な事業者ロビイストとは正反対の立場から振る舞うため、EUの意思決定のインプット活動およびアウトプット正統性の両方において、民主主義を強化する役割を果たしていると理解されうる。

BEUCは幅広い分野で確かな貢献をしてきた。これは否定しようの無い事実である。その一方で、EUは、どれほど民主化を進めたいのかについて、態度を決めかねている。本当に、現状より更に消費者法の分野における意思決定を民主化したいのだろうか。そうならば、BEUCやその他の消費者利益団体の影響力を更に強化し、真のパワーバランスを保障しなければならない。しかし、それを達成するには事業者側を喜ばせるための取組みを抑制する必要がある。

ヨーロッパ共通売買法の草案作成によって利益を巡る苦闘が例証された。BEUCの権限は最初から制限されたものであったため、委員会を含めた他の関係者に対して、国境を越える事業者と消費者の取引関係におけ

る、消費者の観点から実用的で「非常に」重要な課題について説得する余地がなかった。BEUCは委員会に許可された範囲内でしか活動できなかった。換言すると、BEUCが利害関係者ネットワークにおいて声を上げる機会を得ないうちから、すでにヨーロッパ共通売買法の草案を作成するという決定は下されていた。そして、草案作成の場においては脇役しか務められなかった。

もちろん、ヨーロッパ共通売買法を民主主義的に満足のいく産物であると称するのに、BEUCおよびその他の利益団体の関与はすでに十分であるとする声もある。しかし、こうした考えは全面的に正しいとはいえない。ネットワークの一員であること（すなわち我々の事例においては有力な利害関係者グループの一員であること）はそうでないよりも有利ではあるが、BEUCが与え得たインプットは（多くみても）非常に制限されており、ネットワークの苦心の結果も明らかに消費者の利益にとって最善ではなかった。十年以上におよぶ熱心な準備の後、委員会が実のある成果を発表したいと考えたのは理解できるものの、「大事なことを最優先」という指針を維持して、委員会はまずは急を要する国境を越える事業者と消費者の取引関係の問題に取り組むべきであり、解答よりも疑問のほうが多く出るような販売法制度⁹⁰を提案すべきではなかったのである。

BEUCの関与は良いスタートを切ったが、明らかに十分ではなかった。この意味で、基本的な政策は消費者優先の方向に移行してきたものの、アンドリュー・マクギー（Andrew McGee）とウェザリル（Weatherill）が20年以上も前に単一市場について観察したところは、永遠に色褪せない決定版であり続けている。1990年に彼らは次のように述べていた。

成功から最もほど遠いのは消費者の……利益の保護であり、消費者の懸念の大部分は無視されてきたように見える。これに今さら驚く必要はなく、むしろ根本的な疑問を提起することが重要である。すなわち、

⁹⁰ 例えば、Wrbka, *supra* note 2; 詳しくは、The Gallup Organization, Hungary, European Contract Law in Consumer Transactions. Analytical Report. Flash Eurobarometer 321, 19 (2011), <http://ec.europa.eu/public_opinion/flash/fl_321_en.pdf> (visited January 7, 2013) 参照。

いかなる種類の単一市場が今作られているのか、という問いである。事業者は、相対的に消費者保護目的の規制を受けずに繁栄している一方で、その他の社会集団の正当な利益は無視される危険にさらされる、そういう市場が作られているというのが答えのようである⁹¹。

原稿受理：2012年11月25日

掲載承認：2013年1月8日

⁹¹ Andrew McGee and Stephen Weatherill, The Evolution if the Single Market - Harmonisation or Liberalisation, 53 The Modern Law Review 578, 595 (1990).